



今月のデータ

27倍

平成20年の「飲酒なし」の死亡事故率が0.6%であるのに対し、酒酔い運転の死亡事故率は16.07%と、飲酒なしの約27倍となっています。飲酒運転は死亡事故に直結する危険が非常に高いことを示しています。警察庁調べ



飲酒運転はこんなにも恐ろしい

平成21年上半年期の飲酒運転による死亡事故は151件発生しており、減少していた平成19年、20年の同時期よりも増加しています。飲酒運転は言うまでもなく悪質な犯罪行為であり、道交法改正による罰則強化をはじめ、飲酒運転根絶への社会的気運の高まりなど、社会の目もますます厳しいものになっています。酒席が増える年末に向け、改めて飲酒運転根絶の誓いを新たにしましょう。

飲酒運転は犯罪です

平成21年6月1日から改正道交法が施行され、違反点数および欠格期間がそれぞれ引き上げられました(表1)。

また、悪質な飲酒運転などにより人身事故を起こすと「危険運転致死傷罪」が適用され最長で20年の懲役となります。

さらに、飲酒運転で事故を起こし、ひき逃げした場合は、併合罪が適用される場合があり、最長で15年の懲役、欠格期間も10年になりました。



表1 飲酒運転による罰則・処分等

違反種別		罰則	違反点数	行政処分
酒酔い運転		5年以下の懲役 または 100万円以下の罰金	35点	即免許取り消し 欠格期間3年
酒気帯び運転 (呼気1ℓ中の アルコール濃度)	0.25mg以上	3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金	25点	即免許取り消し 欠格期間2年
	0.15mg以上 0.25mg未満	3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金	13点	免許停止90日
危険運転致死傷罪		死亡事故 最長20年の懲役 負傷事故 15年以下の懲役	45～ 62点	免許取り消し 欠格期間5～8年
飲酒検知拒否		3月以下の懲役 または 50万円以下の罰金	—	—

飲ませたあなた、乗ったあなたも厳罰に

飲酒運転によって罰せられるのは、運転者本人だけではありません。酒を飲んでいて運転するおそれのある人に車両を提供した人、車を運転するおそれのある人に酒類を提供した人、飲酒運転だと分かっているにも関わらず、依頼・要求して同乗した人も厳しく罰せられます。自分は飲んでないから関係ないといった他人事は通用しないのです。

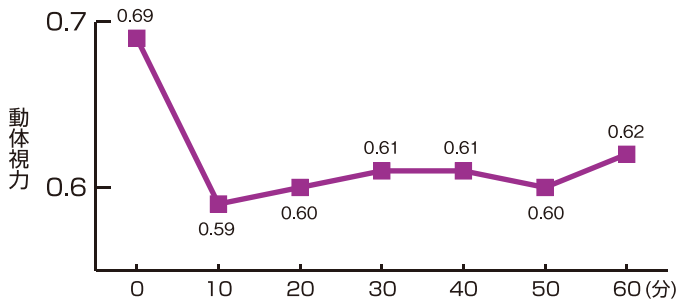
車両等の提供者の罰則	酒類の提供者の罰則	飲酒運転だと分かっているが依頼・要求して乗車した者の罰則
5年以下の懲役または100万円以下の罰金 (提供を受けた者が酒酔い運転をした場合)	3年以下の懲役または50万円以下の罰金 (提供を受けた者が酒酔い運転をした場合)	3年以下の懲役または50万円以下の罰金 (酒酔い運転の車に同乗)
3年以下の懲役または50万円以下の罰金 (提供を受けた者が酒気帯び運転をした場合)	2年以下の懲役または30万円以下の罰金 (提供を受けた者が酒気帯び運転をした場合)	2年以下の懲役または30万円以下の罰金 (酒気帯び運転の車に同乗)

飲酒運転の落とし穴

1 少量の飲酒でも身体に影響を及ぼす

アルコールはたとえ少量であっても、運転に悪影響を及ぼします。1mgのアルコールを含んだドリンク剤(100mg)を1本飲んだ場合でも10分後には動体視力が低下するという実験結果もあります。アルコールは少量でも運転に多大な影響を与えるのです。

図1 ドリンク剤を飲んだ時の動体視力の経時的変化

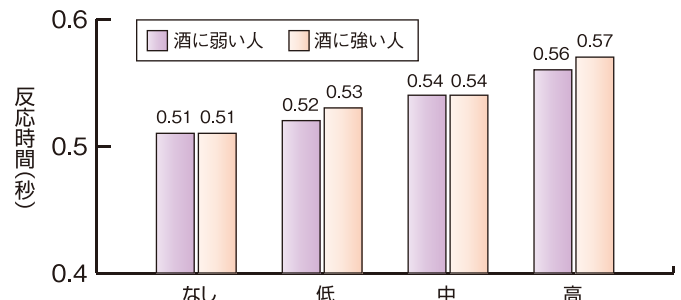


注)動体視力(両眼視、視標速度30km/h)を動体視力検査装置で測定
(名古屋経済大学 浅野清朗教授の実験より)

2 影響を受けない人はいない

アルコールは、お酒に強い人にも影響を及ぼします。お酒に弱い人と強い人の反応時間をみても、アルコール濃度に関わらず飲酒の影響がみられ、また、アルコール濃度が高いほど反応時間が遅くなることが分かります。

図2 呼気中アルコール濃度別・酒の強さ別の反応時間



科学警察研究所交通安全研究室の実験データより

3 自転車も検挙される

自転車でも飲酒運転は厳禁です。もし、酒に酔った状態で自転車に乗ると「酒酔い運転」で処罰されます。罰則は5年以下の懲役または100万円以下の罰金です。

たとえ自転車であっても、「飲んだら乗らない」を徹底しましょう。

4 保険金は支払われない?

飲酒運転で事故をした場合、被害者側には保険金が支払われますが、飲酒ドライバーの死傷の損害や車両の損害には、保険金は支払われません。事故の危険が著しく高い飲酒運転は、自動車保険から見放されます。

5 飲酒事故の代償の大きさを考える

飲酒運転で事故を起こすと、懲戒解雇とする企業も多く、退職金も出ないことから解雇→生活破綻→家庭崩壊など不幸の連鎖が起こります。飲酒運転の代償はあまりにも大きいということを職場や家族で共有しましょう。

飲酒運転をしないための工夫



① ハンドルキーパーを決める

ハンドルキーパーとは、メンバーの中でお酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人はお酒を飲まずに仲間を安全に自宅まで送り届けるという飲酒運転根絶運動のことです。少しでも飲酒運転による事故を減らすためにも、ぜひ実行してください。

② DUIプログラムを応用し、飲酒行動を振り返ろう

DUIプログラムとは、アメリカで行われているアルコール問題の教育・介入プログラムです。教育・グループワーク・個人カウンセリングなどを通して、アルコールの有害性を学び、自身の飲酒行動を振り返り、飲酒運転を起こしているライフスタイルを変容させることを目指します。これを応用し、友人や家族などで飲酒運転の問題を話し合ってみることも効果があります。



東京海上日動リスクコンサルティングの自動車事故削減プログラム

東京海上日動リスクコンサルティングでは、カメラ付きドライブレコーダを使用した自動車事故削減プログラム(法人向け)をはじめ各種事故削減メニューを取り揃え、ご提供しております。詳しくは、03-5288-6586(担当:西村・阿部)までお問い合わせください。HP(<http://www.tokiorisk.co.jp/>)

ご用命・ご相談は…

「やすらぎ」の設計が私たちの使命です。

保険システム株式会社
INSURANCE SYSTEM CO., LTD

〒950-0087
新潟市中央区東大通2-4-1 新潟パナソニックビル6F
TEL 025-243-7374 FAX 025-243-0921
E-MAIL yasuragi@hokensystem.co.jp
URL <http://www.hokensystem.co.jp>

東京海上日動火災保険株式会社

企業営業開発部

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1
TEL 03-5288-6589 FAX 03-5288-6590
URL <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

担当営業課